

小型巡視艇（18メートル型）1隻建造に関する公募

令和7年4月30日

海上保安庁装備技術部

船舶課長 高橋 治

次のとおり、参加者を公募する。

1. 公募の概要

本案件は、「小型巡視艇（18メートル型）1隻建造」について、建造契約を希望する事業者を公募するものです。参加を希望する者は、下記3に掲げる書類を提出して下さい。

2. 参加要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該部局長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造（船舶類）」のC等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社内規定等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。
- (5) 情報保全に係る履行体制の確保が図れること。
- (6) 海上保安庁において別途実施する技術審査に合格と判断されたものであること。

3. 提出書類

- (1) 見積り合わせ参加申込書（別紙1）
- (2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格決定通知書（写し）
- (3) 誓約書（別紙2）
- (4) 情報保全に係る履行体制に関する資料（別紙3）
- (5) 守秘義務を履行できる体制が確認できる社内内規等
- (6) 船舶又は船舶用機器等の調達に関する技術審査に係る有効な合格通知書の写し（技術審査基準等必要な資料及び申請書は下記6にて配布し、同資料は申請書を提出後に回収します。）
- (7) 建造工程表（参加者様式による）

4. 案件の概要等

(1) 案件の内容

小型巡視艇（18メートル型）1隻建造

(2) 本船の概要

本船は、小型巡視艇（18メートル型）である。

(3) 引渡期限等

引渡期限 令和8年3月25日（本船の引渡し）

履行期限 令和8年3月31日（機器等の取扱い習熟のための回航準備及び
訓練のための係留場所等の提供）

(4) 建造工程

令和7年度に起工、進水、引渡

5. 技術審査資料の作成に必要な資料の配布及び提出書類の受付期間

令和7年4月30日から令和7年5月9日17時00分まで

6. 問い合わせ先及び審査資料の提出場所

東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁装備技術部船舶課（担当：澤田）

電話（03）3591-6361 内線 4422

7. 見積り合わせ予定日

令和7年5月29日（木）

8. その他

(1) 見積り合せ参加可否の通知

令和7年5月14日までに文書により通知する。

(2) 当該調達は、「予算決算及び会計令第99条第1号」に基づき「国の行為を秘密にする必要がある」として契約を行うものであり、情報の保全を図ることが必要な調達であるため、本仕様書は、この公募により応募した者のうち、技術審査に合格し、海上保安庁装備技術部船舶課長の同意を得た者にのみ配布する。

別紙 1

令和 年 月 日

見積合せ参加申込書

海上保安庁装備技術部
船舶課長 殿

法人住所
法人名
代表者氏名

印

「小型巡視艇（18メートル型）1隻建造に関する公募」の見積合せ参加を希望しますので、下記のとおり必要書類を添付して申請します。

なお、提出書類の記載事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

提出書類

1. 本紙（別紙1）
2. 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）（写）
3. 誓約書（別紙2）
4. 情報保全に係る履行体制に関する資料（別紙3）
5. 守秘義務を履行できる体制が確認できる社内内規等
6. 船舶又は船舶用機器等の調達に関する技術審査に係る有効な合格通知書の写し
7. 建造工程表

誓 約 書

貴庁からご案内いただきました「小型巡視艇（18メートル型）1隻建造」にかかる「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」について、次のとおり誓約します。

記

1 「秘密の保全に関する措置」について

- (1) 仕様書等図書の記載内容について、複写、転記、引用、配布、掲示及び処分など情報漏洩に関する一切を禁止する。ただし、本調達に関する提出書類等に盛り込む場合は例外とし、印刷、製本等の過程においても守秘管理を徹底する。
- (2) 当該仕様書等図書を受領した者は、返却までの間、施錠できる場所にて適正な守秘管理を誠実に実施する。
- (3) 受注者確定後、受注者以外は当該仕様書等図書を受領した担当官あて返却する。
- (4) 受注者は、履行終了後に3項にならない返却する。
- (5) 本契約により作成する完成図書の取扱についても1項の禁止事項を準用する。
- (6) 当社の本件にかかる情報管理責任者は、別添「情報取扱者名簿」に定める。

2 「情報保全に係る履行体制の確保」について

- (1) 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する。
- (2) 海上保安庁装備技術部船舶課長（以下、担当原課長）が同意した場合を除き、参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の参加者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有している。
- (3) 本業務において、情報保全に係る履行体制に変更する必要がある場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報保全に係る履行体制を変更しない。
また、本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示する必要が発生した場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報を開示しない。
- (4) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課長の指示に従う。
なお、海上保安庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。
- (5) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課長へ報告するものとする。
なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じます。

海上保安庁装備技術部船舶課長 殿

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

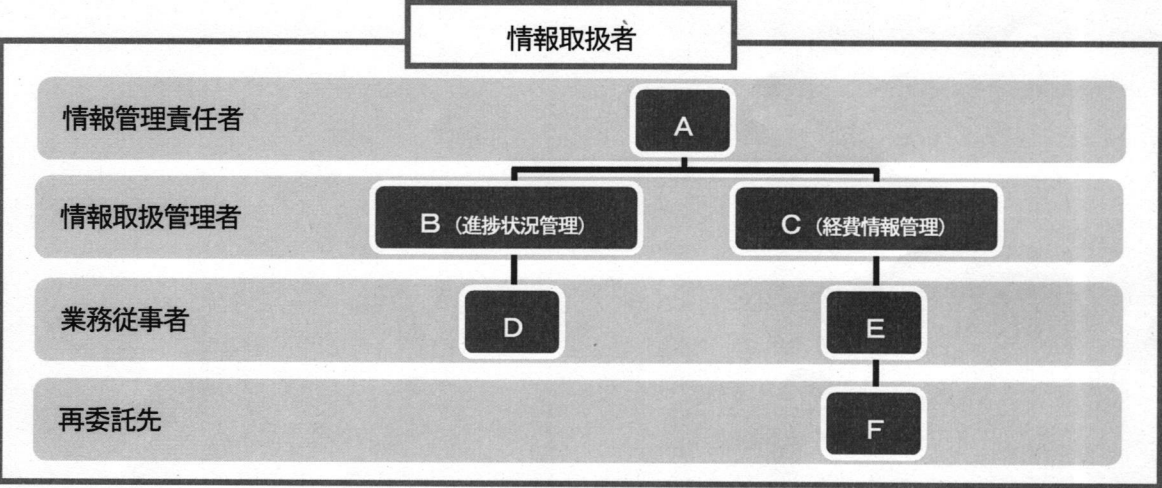
情報保全に係る履行体制に関する資料

① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A					
情報取扱管理者 (※2)	B					
	C					
業務従事者 (※3)	D					
	E					
再委託先 (※4)	F					

- (※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。
(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
(※4) 本契約後に再委託先を選定する場合は、別途選定を行う際に追記して承認を得ること。
※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図
(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること (再委託先も含む)。

③ その他

- ・ 情報管理規則等の内規を有している場合で上記例を満たす情報については、当該内規の添付で代用可能。
- ・ 情報管理規則等の内規があれば別途添付すること。
- ・ 必要に応じ、本紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。

見 積 書

一金

円

(うち消費税及び地方消費税額

円)

件名

小型巡視艇 (18メートル型) 1 隻建造

履行又は納入期限

令和8年3月25日、令和8年3月31日

履行又は納入場所

建造請負造船所

貴部局入札・見積者心得及び関係説明書等を承諾の上、見積します。

内 訳

品 名	規 格	単位	(予定) 数量	単価	(予定) 合価	備考
小型巡視艇 (18メートル型) 1 隻建造	仕様書のとおり	隻	1	0	0	
合 計 (消費税相当額を含む)					0	

※数量・合価の () は、単価の場合。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為 (契約) 担当官

海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者 (会社名・部署名・氏名) :

担当者 (会社名・部署名・氏名) :

連絡先 1 :

連絡先 2 :

(注) 1. 用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。
2. 金額は「アラビア」数字で記入する。

令和 7 年 度

特 船 契 第 3 6 号

船舶建造請負契約書

船舶建造請負契約書

収 入
印 紙

1. 契 約 件 名 小型巡視艇（18メートル型）1隻建造
ただし、別紙仕様書及び図面のとおり。
2. 請 負 金 額 金 円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円
3. 引 渡 期 限 令和8年3月25日（本船の引渡し）
令和8年3月31日（機器等の取扱い習熟のための回航準備及び訓練のための係留場所等の提供）
4. 建造場所及び引渡場所 建造請負造船所
5. 契 約 保 証 金 免除

上記建造について、発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 服部 真樹 は、
受注者 と、次の条項により請負契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、別紙仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）に基づき、引渡期限までに、頭書の建造物件を完成して、その結果を引渡場所において、発注者に引き渡すものとし、発注者は、これに対し、請負代金を受注者に支払うものとする。

(仕様書等の解釈等)

第2条 仕様書等について疑義を生じたとき又は仕様書等に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内をもって施行するものとする。

2 受注者は、発注者が必要と認めてその旨を指示したときは、建造工程表及び建造費内訳明細書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、監督職員の監督の実施について、必要な費用を負担するものとする。

3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

4 受注者は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 建造物件又は建造現場に搬入した検査済み建造材料は、これを第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第6条 削除

(再委託の相手方に対する監督)

第7条 削除

(代理人等に関する措置要求)

第8条 発注者又は監督職員は、現場代理人その他受注者の代理人（下請負人は代理人とみなす。以下同じ。）、主任技術者、使用人又は労務者等がこの契約の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、建造の施行について、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(材料の検査等)

第10条 受注者の負担に属する建造材料は、発注者が特に指定したものを除き、その使用前に監督職員の検査を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者が検査を受けなかったとき又は検査に合格した材料以外の材料を使用したときは、使用後であっても、これを取り替えさせることができるものとする。

2 受注者は、材料検査の結果合格となった材料等と検査未済又は不合格となった材料等とに区分する措置をとるとともに、不合格となった材料等を良品とすみやかに取り替えなければならない。

- 3 受注者は、材料検査に合格した材料等であつて、建造場所にあるものを監督職員の承諾を受けることなく、当該場所から持ち出してはならない。
- 4 受注者は、船底その他完成後外部から容易に見ることのできない部分の建造について、発注者が指示したときは、発注者又は監督職員の立ち会いの上施行するものとする。ただし、この場合において、監督職員がやむを得ない理由により立ち会えない場合は、受注者は、監督職員の指示により、施行を証明することができる見本、写真その他の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。
- 5 受注者が前項の規定に違反して施行したときは、受注者は、発注者又は監督職員が指示するときは、施行箇所の撤去、再施行等所要の措置をとらなければならない。

（官給品等）

- 第11条 発注者は、建造用として仕様書等に記載する官給品（貸与品を含む。以下「官給品等」という。）を、発注者の指定する場所及び日時に受注者に交付する。この場合において、受注者は、その官給品等の交付を受けた都度受領書を発注者に提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、その費用を負担するものとする。
- 2 受注者は、天災地変等の不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由によらないで官給品等が亡失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する方法により弁償するものとする。
 - 3 受注者は、官給品等を仕様書等に基づいて使用し、建造の完成又は契約の変更若しくは解除等によって不用となったものは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに、発注者の指定する時期及び場所において、発注者に返還しなければならない。

第12条 受注者は、指定品として仕様書等の記載する建造材料については、これら以外のものを使用することができないものとする。

（仕様書等に不適合の場合）

第13条 受注者は、建造の施行が仕様書等に適合しない場合において、監督職員が材料等の取替え、施行箇所の撤去又は再施行等の指示をした場合には、これに従わなければならない。この場合において、受注者は、請負金額の増額又は引渡期限の延伸を請求することはできないものとする。

（第三者の作業の実施）

第14条 発注者は、第23条第1項による建造物件の引渡し前に、第三者にこの建造物件に対し他の作業を施行させることがあるものとする。この

場合において、受注者は、監督職員の指示に従い、当該作業の施行者と相互協調して建造の進捗を図るものとする。

2 受注者は、前項の場合において、自己の施行上不便をきたすことがあっても、発注者に対し、異議の申出又は賠償を請求することができないものとする。

(廃材等の処置)

第15条 受注者は、官給品等について廃材等を生じたときは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに、発注者の指定する時期及び場所において、これを発注者に引渡さなければならない。

2 受注者は、前項の廃材等を、発注者が引き取るまでの間、無償で保管するものとする。

(行政庁に対する手続)

第16条 受注者は、建造について、行政庁の検査、検定等を必要とするときは、自己の費用をもって、当該行政庁に対する必要な手続をするものとする。

(物価変動等による請負金額の変更)

第17条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、請負金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、これを変更することができるものとする。

なお、別添「特約条項」により、請負金額の変更ができるものとする。

(建造の変更等)

第18条 発注者は、その都合により建造を変更し、又は一時その施行を中止し、若しくはこれを打ち切ることができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、建造費内訳明細書に記載する単価により、これによりがたいとき又は所定の引渡期限を伸縮する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減し、若しくは引渡期限を伸縮するものとする。

(引渡期限の変更等)

第19条 発注者は、その都合により引渡期限又は引渡場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(終了の通知及び検査)

第20条 受注者は、建造終了予定日の15日前までに、建造終了予定日を書面により発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、建造終了予定日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から15日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により検査を行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

3 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職及び氏名並びに検査時期及び検査場所を受注者に通知するものとする。

4 受注者は、第2項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受注者に通知するものとし、受注者は、これに対し不服を述べることができない。

5 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類又は物件の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

6 受注者は、検査職員から建造の重要な部分について完成後直接確認することができないものについて、当該部分の施行の状況を説明することができる見本、写真その他の資料の提示又は提出を求められた場合には、これに応ずるものとする。

7 受注者は、検査職員の指示に従い、建造物件の運転、操作その他検査に必要な作業をし、別に定めのあるものを除きその費用を負担するものとする。

8 建造物件が不合格となった場合において、その不合格部分の手直し期間は、発注者が指示する期間とし、その検査期間は、発注者が受注者から手直しを終了した旨の通知を受領した日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から起算する。

第21条 次に掲げる場合には、検査のため必要な限度において破壊検査を行うことがあるものとする。

(1) 仕様書等に指定されているとき。

(2) 前条第6項の資料による確認ができなかったとき、その他建造の施行について疑うに足りる相当の理由があるとき。

(3) その他検査を行うため検査職員が特に必要があると認めるとき。

2 仕様書等に指定がある場合又は検査職員が必要があると認める場合には、理化学試験により検査を行うことがあるものとする。

(建造物件の引渡し)

第22条 受注者は、建造物件が前条の検査に合格したときは、遅滞なく、これを発注者に引き渡すものとする。

2 建造物件の所有権は、その引渡しと同時に、受注者から発注者に移転するものとする。

第23条 発注者は、建造の一部が終了した場合において、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部の引渡しを受けることができるものとする。

2 前3条の規定は、前項の検査及び引渡しについて準用する。

(請負代金の支払)

第24条 発注者は、第22条第1項の規定により建造物件の引渡しを受けた後、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から45日以内（以下「約定期間」という。）に海上保安庁において、請負代金を受注者に支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

第25条 削除

(遅延利息)

第26条 発注者は、約定期間内に請負代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるとき

は、その端数を切り捨てるものとする。

- 4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(前金払)

第27条 受注者は、第24条第1項の規定にかかわらず以下4条の規定の定めるところに従い、次の区分により請負代金の一部の前払金を請求することができるものとする。

第1回	契約を締結したとき	請負金額の	●%以内
第2回	起工したとき	請負金額の	●%以内
第3回	進水を終ったとき	請負金額の	●%以内

- 2 発注者は、受注者から前項の請求のため、適法な支払請求書の提出があったときは、海上保安庁においてこれをすみやかに支払うものとする。

(前払金の請求)

第28条 受注者は、前条の規定による前払金の支払を受けようとするときは、次の各号の手続を経たうえ請求書を発注者に提出するものとする。

- 一 前払金に対する担保として銀行を連帯保証人に立て、この契約に定める義務の不履行、その他の事由によって生ずべき前払金に関する受注者の発注者に対する返還債務を、受注者と連帯して保証する旨の保証書を発注者に提出すること。
- 二 前項の保証期間は、前払金を支払った日から当該前払金の精算が完了する日までの期間とする。
- 三 起工時及び進水時に請求する場合において、あらかじめ、起工又は進水の日時を発注者に通知して、その確認を受けること。

(契約の変更又は解除による前払金の返納)

第29条 受注者は、発注者から前払金の支払を受けた後において、第17条、第18条及び第19条の規定により請負金額が減額された場合で、当該前払金が改定請負金額に対し、第27条の規定による割合を乗じて得た額を超過することとなるときは、その超過分に相当する金額を発注者に返納しなければならない。ただし、支払済の前払金の合計額が、改定請負金額に対し前段の支払済の割合の合計に10パーセントを加えた割合を乗じて得た額に達するまでは、これを前払金として認められるものとする。

- 2 受注者は、発注者から前払金の支払を受けた後において、第36条から第38条までの規定により当該契約の解除があった場合には、先に支払を受けた前払金の金額を発注者に返納しなければならない。この場合において、その解除が第36条第1項第一号から第五号の規定に該当するときは、前段の金額の当該前払金の支払を受けた日から契約解除の日までの日数に応じて、年2.5パーセントの利息を加算して発注者に支払わなければならない。
- 3 前2項の規定により返納金等の納付の期日は、発注者の指定するところによる。

(前払金の精算と連帯保証書の返還)

第30条 前払金の精算は、受注者がこの契約に定める義務の履行を完了し、その代金の支払を受けるときにこれを行うものとする。

- 2 発注者は、前項の規定により前払金の精算を行ったとき又は前条の規定による前払金等の返納があったときは、受注者の請求により第28条に規定する連帯保証書を返還するものとする。

(引渡期限の延伸)

第31条 受注者は、所定の期限までに建造を完成してその物件の引渡しをすることができないときは、あらかじめ、遅滞の理由及び完成引渡しの可能な期日を明示して、発注者に引渡期限の延伸の承認を求めなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第32条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の完成期限満了の日の翌日から建造を完成して、その物件の引渡しをする日までの日数に応じ、請負金頭（第22条の規定により発注者が引渡しを受けた部分があるときは、この部分に対する代金を控除した金額）の年3パーセントとする。ただし、その総額が請負金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

- 2 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から発注者が検査に着手した日の前日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

(臨機の措置)

第33条 受注者は、災害防止等のため特に必要と認める場合には、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を求めるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の場合において、そのとった措置につき、遅滞なく、監督職員に報告しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他建造の施行上緊急に必要な事項については、受注者に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。

4 第1項及び前項の措置に要した経費のうち、発注者受注者協議して請負金額に含めることを不相当と認めた部分については、発注者がこれを負担するものとする。

(危険負担)

第34条 建造物件の引渡し前に発注者の責めに帰することができない事由により建造物件及び建造材料（以下「建造物件等」という。）について生じた損害は、次項に規定する場合を除き、受注者の負担とする。第24条の規定により既済部分払をした場合の当該既済部分についても同様とする。

2 天災地変その他の不可抗力により建造物件等に損害を生じた場合において、その損害が重大であり、かつ、受注者が災害防止のため必要な臨機の措置をとる等善良な管理者の注意を怠らなかったと認められるときは、その損害は、発注者が負担するものとする。この場合において、損害額は発注者受注者協議して定めるものとし、建造保険等その損害をてん補する金額があるときは、損害額からこれを控除するものとする。

3 建造物件等を建造保険等に付している場合において、建造物件等に損害を生じたときは、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合であっても、その損害が当該保険によっててん補されるときは、てん補額を限度として、受注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第35条 受注者は、建造物件の引渡し後1年以内に、その建造物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者（建造物件の配属先の海上保安大学校長、海上保安学校長又は管区海上保安本部長を含む。以下本条において同じ。）の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない。また、その契約不適合によって生じた建造物件の滅失若しくはき損に対して、損害を賠償するものとする。

2 前項の規定により契約不適合を修補する場合において、発注者の都合により受注者の工場で修補をすることができないときは、発注者受注者協議の上、受注者の費用をもって他の工場で修補をすることができるものとする。この場合において、受注者の負担する費用は、受注者の工場において、修補をした場合に要する費用に相当する額を限度とする。

- 3 第1項の期間は、契約不適合が入きょ又は行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、建造物件の引渡し後1年以上2年以内において最初の入きょ又は検査終了の時までとする。

(契約の解除)

第36条 発注者は、下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者から解約の申出があったとき。(第38条による場合を除く。)
 - 二 受注者が引渡期限までに建造を完成して、その引渡しをしないとき又は引渡期限までに建造を完成して、その引渡しをする見込みがないことが明らかとなるとき。
 - 三 受注者が第4条及び第5条の規定に違反したとき。
 - 四 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
 - 五 この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - 六 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- 2 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認

められるとき

七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(第六号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 受注者は、第1項第1号から第5号及び前項の場合において、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第1項第1号又は第2号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

第37条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、建造の終了前に、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者は、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は確証のあるものを限度として、発注者受注者協議して定めるものとする。

第38条 受注者は、第18条の規定による建造の変更のため請負金額が2/3以下に減少したとき又は同条の規定による建造中止の期間が契約期間の1/2以上に達したときは、この契約を解除することができる。

第39条 前3条の規定により、この契約の全部又は一部が解除された場合において、受注者が第25条の規定により、既済部分について代金の一部の支払を受けているときは、発注者に対し、その全部の金額を発注者の指定する期日までに返納しなければならない。

2 既済部分の全部又は一部が発注者の利用に適するものであり、かつ、発注者において必要とするときは、発注者は、建造費内訳明細書に記載した単価により算出した金額(これによりがたいときは発注者受注者協議して定めた金額)の代価をもって、既済部分を取得できるものとする。

3 第20条、第21条、第24条及び第26条の規定は、前項の取得部分の検査、引渡し、請負代金の支払及び遅延利息について準用する。

(相殺等)

第40条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、返納金、違約金等がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、返納金、違約金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該収

得金、遅滞金、返納金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

- 3 第26条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第41条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密の保全)

第 4 2 条 発注者及び受注者は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(契約外の事項)

第 4 3 条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑議又は紛議を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書 2 通を作成し、発注者受注者各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住	所	東京都千代田区霞が関 2-1-3
	氏	名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 服部 真樹
受注者	住	所	
	氏	名	

別添

本契約書第 17 条（物価変動等による請負金額の変更）に関する特約条項

発注者と受注者は、物価変動等による請負金額の変更に関し、次の特約条項を定める。

（請負金額の変更）

第 1 条 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、請負金額の変更を請求することができる。

2 前項の請負金額の変更額の算定は、工事標準請負契約書第 26 条第 5 項の規定（以下「単品スライド条項」という。）及び単品スライド条項運用マニュアルを準用するものとする。

3 単品スライド条項の主要な工事材料は、当該船舶建造に主に使用される鋼材類、燃料類、金属類、非鉄金属類等（以下「主要材料」という。）とする。

4 単品スライド条項の算定の対象となる主要材料は、品目毎の変動額（増額分又は減額分）が請負金額の 1 % を超える品目とする。

（計算書等の提出）

第 2 条 受注者は、請負金額の変更（増額）を請求する場合、請負代金額変更請求額計算書を作成し、主要材料の納品日、購入先、購入価格等を証明できる納品書、請求書、領収書（以下「証明書類」という。）を添付のうえ、発注者に提出するものとする。

なお、受注者が必要な証明書類を提出しないなど具体的な証明がなされない場合は、当該材料は単品スライド条項の対象材料としない。

2 発注者は、請負金額の変更（減額）を請求する場合、受注者に対し証明書類の提出を求めることができる。

なお、受注者が必要な証明書類を提出しないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負金額の変更額とする。

（情報公開の取扱い）

第3条 単品スライド条項の関連資料に関し、情報公開法に基づく開示請求があった場合、証明書類も開示する方針とする。

（請負代金の変更額（増額）の支払）

第4条 発注者は、変更額（増額）の支払を前払又は完成払とするか選択できるものとし、受注者はそれに応じるものとする。

なお、前払の場合、本契約第26条（遅延利息）は適用しない。